

(別紙3)

立木の伐採等に係る法規制一覧表

区域の種類	規制法令の名称	規制対象となる行為	必要な許認可
砂防指定地	砂防法	・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	県知事許可
地すべり防止区域	地すべり等防止法	・地下水を誘致する行為 ・のり切、切土 等	県知事許可
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・木竹の伐採 ・切土、盛土 等	県知事許可
土砂災害計画区域のうち 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・特定開発行為	県知事許可
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土規制法(R5 施行予定)	・宅地造成 ・特性盛土 ・土石の体積	県知事(市町長)許可
国立公園 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)	自然公園法	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	環境大臣許可
国定公園 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)	自然公園法	・工作物の新築、改築。増築 ・木竹の伐採 ・土地の形状の変更 等	県知事(市町長)許可
県立自然公園 (特別保護地域)	県立自然公園条例	・工作物の新築、改築。増築 ・木竹の伐採 等	県知事(市町長)許可
県自然環境保全地域 (特別地区)	県自然環境保全条例	・建築物その他工作物を新築、改築、増築 ・木竹の伐採 等	県知事(市町長)許可
鳥獣保護区 (特別保護地区)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・工作物の新築。改築、増築 ・木竹の伐採 等	県知事許可
都市計画区風致地区	都市計画法(市条例)	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 等	市長許可
特別母樹林	林業種苗法	・樹木の伐採	農林水産大臣許可
史跡名勝天然記念物	文化財保護法	史跡名勝天然記念物の現状変更	文化庁長官許可

※ 国マニュアル(最終改正:令和4年 12 月)「8 立木の伐採等に係る法規制一覧表」のうち、R5 年 2 月 1 日時点で広島県に該当があると確認できた区域(R5 年 5 月に施行予定の宅地造成及び特定盛土規制法に基づく特定盛土等規制区域を除く)を抽出してリスト化したもの。